

監 第 2213 号
令和8年3月24日
(技術管理室扱い)

鹿児島県建設産業団体連合会会長
鹿児島県建築専門業団体連絡協議会会長
鹿児島県保温保冷工業協会会長
鹿児島県空調衛生工事業協会会長
鹿児島県冷凍空調工業保安協会会長
鹿児島県瓦工事業組合代表理事
鹿児島県瓦屋根工事業組合代表理事

} 様

鹿児島県土木部長
(公印省略)

現場代理人の兼任に関する運用の一部見直しについて（通知）

このことについては、令和7年5月14日付け「現場代理人の兼任に関する運用の一部見直しについて（通知）」（以下「令和7年5月14日通知」という）により運用しているところですが、下記のとおり運用の試行期間の延伸をすることとしましたので通知します。なお、令和7年5月14日通知は廃止します。

記

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。

- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

4 土木請負工事必携への掲載

この取扱いについては、土木請負工事必携（県ホームページ）に掲載する。

※ 県HP掲載：ホーム>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>仕様書等>土木請負工事必携

5 [参考] 点在する箇所のある工事との兼任について

点在する工事箇所のうち、主たる工事箇所^{※1}と兼任する工事箇所が概ね1時間以内で移動できる範囲であれば、兼任できるものとする。

※1 主たる工事箇所とは、点在する工事箇所のうち、最も工事規模が大きい箇所又は最も直接工事費が高額な箇所。

6 適用期間

この取扱いは、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの執行伺い決裁分に適用する。

なお、令和8年3月31日以前に締結した工事を先行工事として緩和対象とすることは可能とする。

土木請負工事必携への掲載内容

現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

「現場代理人の兼任に関する運用の試行」

鹿児島県

土木部 監理課 技術管理室 技術指導係

現場代理人と主任（監理）技術者の役割

	配置の根拠		役割
主任技術者	建設業法 (第26条第1項)	請負金額の大小、元請、下請に関わらず、 請け負った建設工事を施工する場合 (請負金額4,500万円(建築一式工事9,000万円) 以上は工事現場ごとに専任※1)	施工計画の作成、工程管理、品質管理、その 他の技術上の管理、当該建設工事に従事する 者の指導監督
監理技術者	建設業法 (第26条第2項)	発注者から直接工事を請け負った者で、 5,000万円(建築一式工事8,000万円)を下請 契約して施工する場合 (工事現場ごとに専任※1) 注：建築一式工事において請負金額が9,000万円未満の 場合は非専任	主任技術者の役割に加えて、施工を担当する 全ての下請業者を適切に指導監督する総合的 な機能
現場代理人	契約書 (第10条第2項)	契約書において配置が定められている場合 (工事現場に常駐※2)	工事現場の運営及び取締りを行い、工事の 施工に関する一切の事項(一部権限を除く) を処理するための受注者の代理人

※1 専任：他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること（監理技術者制度運用マニュアル 三）
必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではない。

※2 常駐：この工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。

専任の技術者配置の特例

1 主任技術者又は監理技術者について（建設業法第26条第3項）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認ができる等の場合には、兼任が可能

専任を要する工事を兼務するにあたって、以下の全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 請負金額1億円(建築一式工事は2億円)未満
- (2) 専任の主任技術者等が兼任できる工事は2現場まで
- (3) 工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が2時間以内
- (4) 各建設工事の下請次数が3次まで
- (5) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員の配置
- (6) 施工体制を確認する情報通信技術の措置（CCUS等）
- (7) 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- (8) 現場状況の確認のための情報通信機器の設置（遠隔臨場等）

2 主任技術者について（建設業法施行令第27条第2項）

公共性のある施設若しくは工作物，又は通の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち，密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は，同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。

- (1) 工事現場の相互の間隔が10km程度
- (2) 施工工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められた工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
- (3) 兼任できる工事現場は2件まで

緩和措置等

3 現場代理人の兼任に関する運用の試行（令和7年7月8日土木部長通知）

入札不調・不落対策として、公共工事の円滑な執行を図るため、現場代理人の兼任に関する運用を試行を一部見直し。

○現場代理人の兼任を認める工事

次の(1)～(5)を満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合。

また、区画線工事については(1)、(2)及び(6)を満たすこと。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については(2)、(4)、(5)の要件満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡視し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともにそれぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

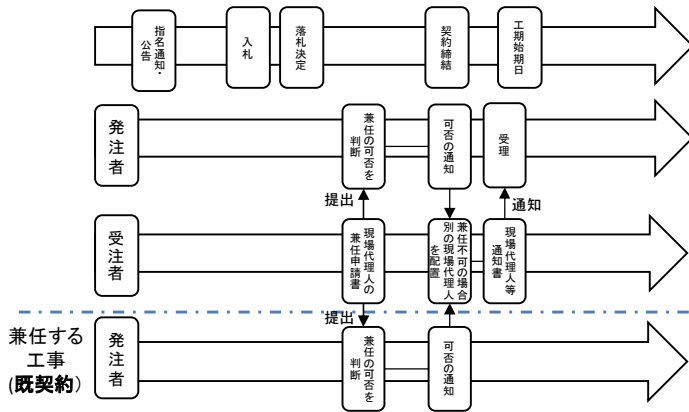
○手 続 き：各々工事において、発注者に現場代理人の兼任の承諾を得ること

○適用年月日：令和8年3月31日までの契約工事に適用

現場代理人兼任の要件緩和の変遷

	H26.1~	H30.3~	R3.2~	R5.3~	R7.3~
請負代金	1工事 2,500万円未満	1工事 3,500万円未満	合計 7,000万円未満	合計 8,000万円未満	1工事 4,500万円未満 ※建築一式工事は、 9,000万円未満
兼任可能 件数	2件		3件		3件 ※専任の技術者配置の 特例適用時は2件
工事現場 間隔	概ね10km		同一市町村 又は概ね10km		概ね1時間以内で 移動できる範囲

手続きの流れ



➤ 現場代理人の兼任を行う場合は、「現場代理人等通知書」を提出する前に「現場代理人の兼任(変更)申請書」を提出し、発注者の承認を得ること。

※ 兼任の要件を満たしていても、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障があると発注者が判断した場合は工事現場の兼任は認められません。

兼任可能な要件例

①主任技術者の専任を要しない場合

	兼任する工事①	当該工事	兼任する工事②
請負金額	3,500万円	1,500万円	4,000万円
兼任の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●兼任できる工事は3件まで ●兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。 ●常に携帯電話等で連絡をとれること。 ●発注者が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応 ●いずれかの工事現場に常駐、1日に1回以上担当工事現場を巡視 		
現場代理人	技術者A	技術者A	技術者A
主任技術者	技術者A	技術者A	技術者A

兼任可能な要件例

(建築一式工事を除く)

② いずれか又は両方の工事が主任技術者の専任を要する場合

	当該工事	兼任する工事
請負金額	5,000万円	3,000万円
兼任の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●兼任できる工事は2件まで ●一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事 ●工事現場の相互の間隔が10km程度 	
現場代理人	技術者 A	技術者 A
主任技術者	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">専任</div> 技術者 A	技術者 A

兼任可能な要件例

(建築一式工事を除く)

③ いずれか又は両方の工事が主任技術者・監理技術者の専任を要する場合

	当該工事	兼任する工事
請負金額	5,200万円	9,000万円
兼任の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●請負金額1億円(建築一式工事は2億円)未満 ●兼任できる工事は2件まで ●工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が2時間以内 ●下請次数が3次まで ●連絡員の配置 ●施工体制を確認する情報通信技術の措置(CCUS等) ●人員の配置を示す計画書の作成, 保存等 ●現場状況の確認のための情報通信機器の設置(遠隔臨場等) 	
現場代理人	技術者 A	技術者 A
主任技術者 監理技術者	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">専任</div> 技術者 A	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">専任</div> 技術者 A

兼任可能な要件例

(建築一式工事を除く)

④変更請負額が4,500万円を超える場合

		兼任する工事①	当該工事	兼任する工事②
当初	請負金額	1,300万円	4,300万円	1,500万円
	兼任の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●兼任できる工事は3件まで ●兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。 ●常に携帯電話等で連絡をとれること。 ●発注者が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応 ●いずれかの工事現場に常駐、1日に1回以上担当工事現場を巡視 		
	現場代理人	技術者A	← 兼任可 技術者A →	兼任可 技術者A
	主任技術者	技術者B	技術者C	技術者D



		兼任する工事①	当該工事	兼任する工事②
変更	請負金額	1,300万円	4,700万円	1,500万円
	兼任の要件	<ul style="list-style-type: none"> ●上表(当初)における兼任要件 + ●設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。 		
	現場代理人	技術者A	← 兼任可 技術者A →	兼任可 技術者A
	主任技術者	技術者B	専任 技術者C	技術者D